

新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について

平成 23 年 9 月 20 日
閣 議 口 頭 了 解
平成 24 年 8 月 3 日
一 部 改 正

1. 新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等感染症及び全国性的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症をいう。以下同じ。）の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）を随時開催する。
2. 閣僚会議の構成員は、全閣僚とする。
閣僚会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。
3. 閣僚会議は、内閣総理大臣が主宰する。
4. 閣僚会議は、専門的事項について意見を求めるため、学識経験者の参集を求めることができる。
5. 関係省庁間の事務を調整し、この閣僚会議を補佐するため、関係行政機関の実務担当者による会議を随時開催する。
6. 閣僚会議の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。